

海部東部消防組合新庁舎整備事業

募集要項

修正版【1回目】

2026年（令和8年）4月

2026年（令和8年）3月

海部東部消防組合

目次

I	事業概要	1
1	事業名称	1
2	公共施設の管理者	1
3	本事業の目的	1
4	事業の内容	2
II	応募者に関する条件	4
1	応募者の構成等	4
2	応募者の備えるべき参加資格要件	5
III	事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	募集及び選定の方法	8
2	募集及び選定スケジュール	8
IV	応募に関する事項	9
1	募集及び選定等の手続き	9
2	応募にあたっての留意事項	11
V	事業者の選定に関する事項	13
1	選定事業者の決定	13
2	審査結果の通知	13
3	審査結果公表	13
4	次点交渉権者の地位	13
5	審査委員会の委員等への接触の禁止	13
VI	契約に関する事項	14
1	事業契約締結に係る手続き	14
2	事業契約の概要	14
3	契約金額	14
4	契約の保証	14
VII	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1	事業者が行う業務	15
2	業務の委託	15
3	事業の実施状況のモニタリング	15
4	モニタリング結果に対する措置	15
5	保険	15
6	本組合と事業者の責任分担	15
VIII	その他	17
1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	17
2	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
3	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
4	情報公開及び情報提供	18
5	問合せ先	18
別紙 1	リスク分担表	19

用語の定義

募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。また、本事業に関連する書類についても同様とする。

本組合	海部東部消防組合をいう。
本事業	海部東部消防組合新庁舎整備事業をいう。
民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
応募者	本事業のプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成員ともいう。
優先交渉権者	本事業のプロポーザルに参加した者のうち、審査結果の順位が最も上位となった構成員を指す。
選定事業者	審査委員会の審査結果を踏まえ、本組合が決定した優先交渉権者を指す。
事業者	本事業を実施する者として、事業契約を締結した構成員を指す。
設計事業者	本組合と事業契約を締結し、設計業務を行う事業者を指す。
施工事業者	本組合と事業契約を締結し、施工業務を行う事業者を指す。
工事監理事業者	本組合と事業契約を締結し、工事監理業務を行う事業者を指す。
構成員	設計業務を実施する者、施工業務を実施する者及び工事監理業務を実施する者を含む複数の企業により構成され、本事業の一部を請負う者をいう。
代表企業	構成員のうち、構成員を代表し契約等を行う者をいう。

I 事業概要

1 事業名称

海部東部消防組合新庁舎整備事業

2 公共施設の管理者

海部東部消防組合 管理者 村上浩司

※海部東部消防組合契約規則（昭和 59 年 1 月 10 日 規則第 1 号）（以下、契約規則という。）
第 2 条 1 号

3 本事業の目的

本組合の本庁舎は、昭和 47 年に竣工し建築基準法の新耐震基準以下の建築物であったことから、平成 18 年度に耐震診断を行い、平成 19 年度に耐震補強工事を実施している。この耐震補強により、平成 14 年耐震基準Ⅱ類の I_s 値 0.75 を満たすこととなったが、災害時の防災拠点として求められる耐震性能としての I_s 値 0.9 は依然として満たしていない状況である。

平成 7 年 1 月に発生した「阪神・淡路大震災」を契機に震災に対する住民意識が高まり、さらには、平成 23 年 3 月に発生した「東日本大震災」では東北地方から関東地方までにおよぶ震災を受け、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震への対応を踏まえ、消防庁舎は有事の有無にかかわらず重要な防災拠点として位置づけられたところである。

こうした背景を踏まえ、住民の生命・身体・財産を守る消防・救急の拠点施設としての消防庁舎の再整備を進めるため、消防庁舎の整備に係る基本事項を整理し、海部東部消防組合新庁舎整備基本構想・基本計画を策定した。

本組合の消防本部・消防署において、現庁舎を取りまくさまざまな課題に対応していくためには、現在地のみで建替えを行う、あるいは現庁舎を改修することによって対応することは敷地の制約や庁舎の老朽化の状況等を踏まえると困難に至った。

よって、消防本部・消防署の隣接地に立地していた「七宝産業会館」及び令和 9 年度に解体予定となっている「七宝交番」（令和 9 年度解体予定）の跡地を活用することを前提とし、現庁舎の位置で消防本部・消防署が一体となった新庁舎の整備を進めていくことが必要である。なお、本組合は、津島市、蟹江町、海部南部消防組合、愛西市とともに海部地方消防指令センターを共同運用していたが、令和 7 年 4 月から海部地方消防指令センターの業務は名古屋市の防災指令センターに集約され、共同運用が開始されている。

本組合の消防本部・消防署は、令和 12 年度中供用開始を目指し、早急に事業を進めるにあたり、本事業を設計段階から合理的な施工計画を検討し、施工技術を設計に反映させることのできるデザインビルド（以下「DB」という。）方式により実施することとした。

以上より、本組合では、DB 方式を採用することにより、品質の向上、事業費の削減など効率的で合理的な設計・施工を実現するとともに、事業者の創意工夫により効果的に諸課題の解消が図られることを期待する。

4 事業の内容

(1) 事業実施場所

- ・事業用地：あま市七宝町遠島十坪 119 番地 1 他 2 筆
 - ・敷地面積：約 5,431.62 m²(設計中の県道の拡幅面積により変動の可能性あり。)
- ※「要求水準書 II 1 (1)敷地の現況」参照

(2) 発注方式

本事業における発注方式は、民間事業者の有する様々なノウハウの活用や創意工夫により、公共施設としての品質を確保し、コスト削減や工期短縮を図ることを目的として、設計（基本設計及び実施設計）と施工を一括して発注する設計施工一括発注方式（DB 方式（Design：設計、Build：建設））を採用する。本組合は、本施設の設計及び施工にかかる資金を調達し、本施設を所有する。

(3) 事業の構成

本事業は、設計に関する業務（以下「設計業務」という。）、施工に関する業務（以下「施工業務」という。）及び工事監理に関する業務（以下「工事監理業務」という。）の3つの業務から構成される。

なお、本事業に係る各業務は、本事業を実施する者として事業契約を締結した事業者を構成する企業のうち、設計業務に当たる設計事業者、施工業務に当たる施工事業者が設立する特定建設工事共同企業体及び工事監理業務に当たる工事監理事業者が行うこととする。

(4) 契約形態

本組合は、設計・施工業務を一括で請け負わせるために、選定事業者と随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約に係る手続きを開始し、本組合議会の議決を経て契約を行うものとする。なお、協議後に、決定された者は改めて見積書を提出するものとする。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日の翌日から令和 13 年 3 月 17 日までとする。

(6) 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定する。

- ① 設計に関する業務
 - ア 事前調査業務
 - イ 設計業務
 - ウ 道路乗り入れ改良設計業務
 - エ 各種申請等業務
 - オ 解体設計業務
 - カ その他事業を実施する上で必要な業務
- ② 施工に関する業務
 - ア 建設工事
 - イ 近隣対応・対策業務
 - ウ 道路乗り入れ改良工事
 - エ 既施設解体撤去工事
 - オ その他事業を実施する上で必要な業務

③ 工事監理に関する業務

ア 工事監理業務

(7) 予定価格

本事業の予定価格は次のとおりである。

予定価格：3,774,525,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(8) 事業者の収入

本組合は、本事業の業務に係る対価について、事業契約に基づき、選定事業者を支払う。

(9) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令、基準等）及び本組合の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。本事業に関する主な関連法令等は、「要求水準書 I 7 遵守すべき法制度等」に示す通り。

(10) 事業スケジュール

事業スケジュールは、以下のとおりである。

内容	時期
事業本契約の締結	令和8年9月末予定
事業期間（設計・建設期間）	契約締結日の翌日～令和13年3月17日 要求水準書 P4 に定める既施設設解体撤去工事は、令和12年6月末までに完了すること。
供用開始日（新庁舎での業務開始日を指す）	供用開始日は、事業者の提案に基づき、本組合と協議の上で決定すること。

※関連する道路工事のうち県道は、令和9年度に詳細設計、令和11年度～12年度に工事を実施予定。市道については、令和9年度に詳細設計、令和12年7月～令和13年1月に工事を実施予定であるが、要求水準書P4に定める既施設設解体撤去工事が完了次第、着手できるものとする。

Ⅱ 応募者に関する条件

1 応募者の構成等

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、前述の用語の定義による企業でグループを構成するものとする。
- ② 同一の者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、施工業務と工事監理業務を同一の者又は資本面もしくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

- ③ 構成員のうち施工業務を実施する者は、特定建設工事共同企業体（甲型、乙型は問わない。）（以下「建設JV」という。）を結成して参加することとする。ただし、第2構成員の主たる営業所が海部建設事務所管内にあること。
- ④ 代表企業は、建設JVの代表者となる者が兼ねることとし、応募手続きを行うものとする。

(2) 構成員等の明示

応募者は、参加資格審査書類の提出時に、代表企業及び構成員を明示するものとする。

(3) 複数応募の禁止

設計業務、施工業務及び工事監理業務を担当する企業及び同企業と資本面もしくは人事面において密接な関連のある者は、他の応募者の構成員になることはできない。

(4) 構成員の変更及び追加

本組合がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

本組合は、組合契約規則第5条第1項に基づき、本事業に参加する者の必要な資格を定め、必要な資格並びに参加資格審査申請の時期及び方法等を海部東部消防組合公告式条例(昭和46年海部東部消防組合条例第1号)第5条の規定により、公示するものとする。

応募者の構成員は、以下の「(1) 共通の参加資格要件」及び「(2) 個別の参加資格要件」で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日(以下「参加資格確認基準日」という。)に満たしていなければならないが、当該要件を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。

なお、参加資格確認基準日以降、選定事業者決定までに参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、参加資格を有しないものとして失格とする。

(1) 共通の参加資格要件

応募者の構成員は、以下に示すいずれの要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 公告日から選定事業者決定までの間に、本組合で指名停止を受けている者でないこと。
- ③ 納付すべき国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく構成手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、銀行取引停止となっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ⑤ 本組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託した以下の者またはこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・日本工営都市空間株式会社
- ⑥ あま市暴力団排除条例(平成24年3月23日 条例第3号)及び大治町暴力団排除条例(平成23年12月20日条例第15号)の第2条第1号、同条第2号の規定に該当する者もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(総称して「反社会的勢力」)でないこと。

(2) 個別の参加資格要件

応募者の構成員のうち以下の業務にあたる者は、それぞれに掲げる各要件を満たすこと。

また、「① 設計業務を実施する者 イ」、「② 施工業務を実施する者 イ」及び「③ 工事監理業務を実施する者 イ」に掲げる令和8年度・令和9年度海部東部消防組合入札参加資格を有していない場合の手続きについては、「2(3) 入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。

① 設計業務を実施する者

設計業務を実施する場合は、次の要件を満たすこと。

なお、設計企業が複数の場合は、少なくとも1者がア～ウの要件を全て満たし、他の者はア及びイの要件を満たすこと。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 令和8年度において海部東部消防組合入札参加資格(建設コンサルタント・設計・測量等)を有する者であること。

ウ 平成18年4月以降に、元請として、延べ面積3,000㎡以上の消防庁舎の新築工事の基本設計又は実施設計完了実績の設計業務実績を有すること。なお、共同企業体としての実績の場合には、共同企業体の代表者として当該実績を満たすこと。

② 施工業務を実施する者

施工業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。

なお、建設JVの結成を必須とし、建設JVの代表者となる者は、ア～カの要件を全て満たし、他の者はア、イ、エ、カの要件を満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 令和8年度において海部東部消防組合入札参加資格（建設工事）を有する者で、入札参加資格の業種が建築工事業であること。

ウ 平成28年4月以降に、元請として、延べ面積3,000㎡以上の新築の公共施設（本事業において、地方自治法第238条4に定める行政財産のうち、公用もしくは公共用に供する財産の建築物のこと。以下同じ。）の施工業務実績を有すること。なお、共同企業体としての実績の場合には、共同企業体の代表者として当該実績を満たすこと。

エ 経営規模等評価結果通知書の審査基準日が令和8・9年度の入札参加資格の申請時点のもので、建築一式工事の総合評定値が建設JVの代表者は1600点以上、第2構成員は950点以上の者であること。

オ 建設JVの代表者は、出資割合が最大である者であること。

カ 建設JVの構成員数は2者とし、1構成員当たりの出資割合は、30%以上であること。

③ 工事監理業務を実施する者

工事監理業務を実施する場合は、次の要件を満たすこと。なお、設計業務を実施する者と兼ねることができる。工事監理企業が複数の場合は、少なくとも1者がア～ウの要件を全て満たし、他の者はア及びイの要件を満たすこと。

ア ① アに同じ。

イ ① イに同じ。

ウ 平成28年4月以降に、元請として、延べ面積3,000㎡以上の新築の公共施設工事監理業務実績を有すること。なお、共同企業体としての実績の場合には、共同企業体の代表者として当該実績を満たすこと。

（3）入札参加資格を有していない場合の手続き

海部東部消防組合入札参加資格を有していない者については、参加資格審査書類等の締切日まで随時（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く9時00分から17時00分まで）受け付けているので手続きを行うこと。本事業に係る資格審査を希望する場合は、本組合（総務課（電話 052-442-0624（直通）））に直接問い合わせること。ただし、参加資格審査書類の締切日には留意すること。

海部東部消防組合入札参加資格申請書については、下記ホームページからダウンロードできる。

http://www.amatobu-119.jp/soumu/r8r9nyusatu/r8r9_nyusatu.html

(4) 参加資格要件の喪失

募集要項の公表から選定事業者決定までの間に、応募者の構成員に次の行為があったときは、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

- ① 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ② 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ③ 応募提案に虚偽の記載を行うこと。
- ④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、民間事業者の広範囲かつ高度なノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、本事業の募集及び選定は、競争性及び公平性に配慮した上で、提案内容及び提案価格を総合的に評価して選定事業者を決定する、公募型プロポーザルにより実施するものとする。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりと予定する。ただし、「海部東部消防組合職員の休日」を定める条例（平成元年6月30日 条例第4号）」に規定する本組合の休日（以下「休日」という。）、「海部東部消防組合の執務時間を定める規則（平成4年12月25日 規則第17号）」に規定する執務時間以外には、受付を行わないこととする。

時期	内容
令和8年3月3日（火）	公告及び募集要項等の公表
令和8年3月5日（木）～ 令和8年3月27日（金）	募集要項等に関する質問受付／締切
令和8年3月5日（木）～ 令和8年3月13日（金）	現地説明会・見学会申込受付／締切
令和8年3月20日（金）	現地説明会・見学会の実施
令和8年4月9日（木）	募集要項等に関する質問に対する回答
令和8年4月15日（水）	参加資格審査書類等の締切
令和8年4月17日（金）～ 令和8年4月24日（金）	募集要項等に関する質問受付／締切（2回目）
令和8年4月22日（水）	参加資格審査結果の通知
令和8年5月8日（金）	募集要項等に関する質問に対する回答（2回目）
令和8年5月18日（月）～ 令和8年5月29日（金）	募集要項等に関する質問受付／締切（3回目）
令和8年6月10日（水）	募集要項等に関する質問に対する回答（3回目）
令和8年6月30日（火）	提案審査書類の受付締切
令和8年7月下旬	提案審査書類に関するヒアリング 優先交渉権者の決定
令和8年8月中旬	審査講評の公表
令和8年9月下旬（予定）	本組合議会の議決
令和8年9月下旬（予定）	事業契約（本契約）の締結

IV 応募に関する事項

1 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。

(1) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和8年3月5日(木)から令和8年3月27日(金)午後3時まで

令和8年4月17日(金)から令和8年4月24日(金)午後3時まで(2回目)

令和8年5月18日(月)から令和8年5月29日(金)午後3時まで(3回目)

② 提出方法

募集要項等に関して質問・意見を「様式集 様式第1号」に記入のうえ、電子メールの件名を「募集要項等に対する質問【事業者名】」とし、電子メールに添付して提出すること。なお、提出者は、受領確認を電話にて行うこと。

提出先及び受領確認先は「Ⅷ 5 問合せ先」を参照すること。

(2) 募集要項等に関する質問の回答

募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年4月9日(木)、令和8年5月8日(金)(2回目)、令和8年6月10日(水)(3回目)までに、本組合のホームページに掲載し、公表する。

なお、本組合は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、提出者に直接問い合わせを行うことがある。

(3) 現地説明会・見学会の開催

現地説明会・見学会を次のとおり開催する。

① 開催日 令和8年3月20日(金)午前10時～(受付：午前9時30分～)

② 受付期間 令和8年3月5日(木)から令和8年3月13日(金)午後3時まで

③ 場所 海部東部消防組合消防本部 講堂(ただし人数の都合で会場を変更する場合がある。)

※ 駐車場は庁舎北側の河川敷駐車場とする。できる限り乗り合わせにて来場すること。

④ 参加人数 1民間事業者2名までとする。

⑤ 資料等 募集要項等は配布しないので各自用意すること。

⑥ 申込方法 「Ⅷ 5 問合せ先」までEメールにて申込むこと。

※件名「現地説明会参加申込【事業者名】」とし、事業者名、役職、氏名を記載すること。

⑦ その他の留意事項 見学当日に発熱(37.5℃以上)のある方は入場を認めない。また、写真の可能箇所、その他の事項については、当日の説明者の指示に従うこと。

(4) 参加資格審査書類等の受付

応募者は、参加資格審査書類等を提出し、本事業に係る参加資格の審査を受けること。

① 提出書類

「様式集 様式第2号～様式第5号」を参照のこと。

② 受付期間

令和8年4月15日（水）午後3時まで（必着）

③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により1部提出すること。

提出先は「Ⅷ 5 問合せ先」を参照すること。

（5）参加資格審査結果の通知

参加資格審査書類の審査結果は、応募者の代表企業に対して令和8年4月22日（水）までに書面により通知する。なお、本組合は、参加資格審査通過者に応募者番号を通知する。参加資格審査通過者は、以降、本事業への参加に当たりこの応募者番号を使用すること。

（6）参加資格がないと認めた理由の説明請求受付及び説明請求に係る回答

参加資格がないと認められた者は、参加資格がないと認めた理由について、書面（任意）により説明を求めることができる。

① 受付締切

令和8年4月24日（金）午後3時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

② 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。

提出先は「Ⅷ 5 問合せ先」を参照すること。

③ 説明請求に係る回答

本組合は、説明を求めた応募者の代表企業に対して、令和8年4月28日（火）までに書面により回答する。

（7）提案審査書類の受付

応募者は、提案審査書類を次のとおり提出すること。なお、一度提出された提案審査書類については、変更等（修正、差換え等）を認めないものとする。

① 提出書類

「様式集 様式第7号～様式第11号」を参照のこと。

② 受付締切

令和8年6月30日（火）午後3時まで（必着）

③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便若しくは特定記録郵便に限る。）により、正本1部（特定建設工事共同企業体名）、副本8部（組合から送付された参加表明確認結果通知書に記入されている応募者番号）および提案審査書類のPDFデータ（DVD-R等の媒体）1枚を提出すること。

また、各冊ごとにファイル綴じとし、大・中項目ごとにインデックスを付すること。

提出先は「Ⅷ 5 問合せ先」を参照すること。過不足がある場合には指摘するが、最終的な受付の必着は厳守すること。

④ その他

提案審査書類には、提出する企業名の記載は認めないものとする。詳細は、別紙_様式集を参照すること。

(8) ヒアリング等

提案審査書類の審査に当たって、応募者に対するプレゼンテーション及び提案内容に関するヒアリングを実施する。実施時期は令和8年7月下旬を予定している。日時、場所、プレゼンテーション及びヒアリング内容等は事前に応募者の代表企業に通知する。

2 応募にあたっての留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は提案審査書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 応募の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、提案審査書類の受付締切までに「様式集 様式第6号」を提出すること。提出先は「Ⅷ 5 問合せ先」を参照すること。

なお、応募を辞退した場合に、今後、本組合の行う業務等において不利益な取扱いを受けるものではない。

(4) 応募者が1者の場合の対応

応募者が1者であっても、審査を行うこととする。応募者が1者の場合、優先交渉権者選定基準書に記載の総合評価点を満たせば優先交渉権者として選定する。

(5) 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(6) 著作権

本事業に関する提案審査書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施に当たって公表等が必要と認められるときは、本組合は提案審査書類の全部又は全てを使用できるものとする。

また、採択に至らなかった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出された書類は返却しない。

(7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこととする。

(8) 提案審査書類の取扱い

提出された提案審査書類については、変更（修正、差換え等）できないものとする。

(9) 本組合からの提示資料の取扱い

本組合が提示する資料は、本事業の募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(10) 募集・審査の中止

天災地変等やむを得ない理由により、ヒアリングの実施ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、応募者の不正不穏行動等により審査を公正に執行できないと認められるときには、審査の実施を延期し、又は取りやめることがある。

(11) 提案審査書類の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募者の提案審査書類は、無効とする。なお、選定事業者の決定後において、当該の選定事業者が次のいずれかに該当することが判明した場合には、選定事業者の決定を取り消す。

- ① 提出書類に虚偽に記載がある場合
- ② 提出書類が提出締切を過ぎて提出された場合
- ③ 事業費の上限価格を超えた見積書を提出した場合
- ④ 提案審査書類に必要な記名押印のないもの
- ⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑥ 代理人が提案審査書類を提出する場合において、委任状の提出がないもの
- ⑦ 応募者が明らかに協定して応募し、その他の応募に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑧ その他、海部東部消防組合契約規則に違反したもの

(12) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

V 事業者の選定に関する事項

1 選定事業者の決定

(1) 審査の手順

審査は、次のとおり、参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

① 参加資格審査

応募者の参加資格について、本組合が募集要項に示す参加資格要件に基づき審査を行う。

② 提案審査

参加資格審査を通過した者から提出された提案審査書類について、海部東部消防組合新庁舎整備事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類審査及びヒアリング等による審査を実施し、提案内容及び提案価格を総合的に評価する。最も評価点が高い提案をした者を優先交渉権者として選定し、その次に評価点の高い提案をした者を次点交渉権者として選定する。

(2) 選定事業者の決定

本組合は、審査委員会の審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。本組合は、決定された優先交渉権者を選定事業者とする。

(3) 審査の方法及び審査基準

具体的な審査の方法及び選定基準等は優先交渉権者選定基準書に示す。

2 審査結果の通知

審査結果は、選定事業者の決定後、速やかに全ての代表企業に対して通知する。

3 審査結果公表

審査結果及び審査講評については、本組合ホームページにおいて公表する。

4 次点交渉権者の地位

選定事業者が資格を喪失した場合、又は本組合が選定事業者と契約を締結するに至らなかった場合は、次点交渉権者が選定事業者の地位を取得するものとする。

5 審査委員会の委員等への接触の禁止

本募集要項公表後、質問等は所定の手続きによるものとしその他の方法による問い合わせに対してはいかなる者からの問合せも受け付けないものとする。

なお、優先交渉権者決定までの間、審査委員会の委員及び組合職員に対して、審査に関する働きかけを行うなど、本事業に関する不正な接触の事実が認められた場合は失格とする。

VI 契約に関する事項

1 事業契約締結に係る手続き

本組合と選定事業者は、事業実施の詳細条件を協議調整し、本事業契約の仮契約を締結する。この締結により、選定事業者を事業者とする。

なお、仮契約は、本事業に係る事業契約に関する議案が海部東部消防組合議会の議決を経た場合に本契約となる。

2 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、「I 4 (7) 予定価格」に提示する範囲とし、原則として当該応募者が提出した見積書の金額以内とする。

4 契約の保証

海部東部消防組合契約規則によるものとし、詳細は、事業契約書を参照すること。

Ⅶ 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、「I 4（6）事業の範囲」及び「要求水準書 5 事業範囲」に示すとおりとする。

2 業務の委託

事業者は、参加資格審査書類に示したとおり、構成員に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、本組合の承諾を得た場合に限り、参加資格審査書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果の如何にかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

本組合は、要求水準の達成状況等を把握するためにモニタリングを行う。その方法及び内容等については、モニタリング措置要領を参照すること。

4 モニタリング結果に対する措置

本組合は、モニタリングの結果、事業者が実施する業務内容が本組合の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービス対価の減額等の措置を行う。

5 保険

事業者が最低限付すべき保険については、事業契約書を参照すること。

6 本組合と事業者の責任分担

（1）リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合がそのすべて又は一部を負うこととする。

（2）予想されるリスクと責任分担

本組合と事業者とのリスク分担は、事業契約書において定めるものとする。

なお、リスク分類・分担の参考として、「別紙1 リスク分担表」を示す。

（3）リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本組合又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、本組合及び事業者が分担して責任を負

うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約書において定めるものとする。

Ⅷ その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

- (1) 本事業用地は、行政財産であり、本組合は、これを無償で使用させる。
- (2) 本組合は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。
- (3) 財政上及び金融上の提案については、応募者が自らのリスクで実行することとする。
- (4) 本組合は、国等からの起債及び交付金等の交付を受けることを想定しているが、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、本組合が行う起債及び交付金等に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の実施する業務内容が、要求水準書及び事業契約の規定する要求水準を満たさない場合、事業契約で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合は、本組合は事業契約を解除することができる。

この場合、事業者は本組合に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 本組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する本組合の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合、本組合は事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他本組合及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は不可抗力等による履行不能の範囲において、履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、本組合及び事業者は当該不可抗力等の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めるものとする。

ただし、一定期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、本組合及び事業者は事業契約を解除することができるものとする。

事業契約が解除される場合、本組合及び事業者は生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、事業契約において定めるものとする。

3 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 疑義対応

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本組合と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

(2) 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本組合ホームページにおいて公表する。

5 問合せ先

担当部署	海部東部消防組合	消防本部	総務課
住 所	〒497-0002	愛知県あま市七宝町遠島十坪 119 番地 1	
電 話	052-442-0624		
F A X	052-442-1220		
E-mail	newfirestation@amatobu-119.jp		
海部東部消防組合ホームページアドレス	https://www.amatobu-119.jp/		

別紙 1 リスク分担表

○：主負担 △：従分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			本組合	事業者	
共通	応募	募集要項の誤記及び提示漏れ等	○		
	契約締結	本組合の責めに帰すべき事由により契約が締結できない場合等	○	△※ ¹	
		上記以外の事由により契約が締結できない場合等		○	
	資金調達	本組合において必要となる資金調達	○		
		事業者において必要とする資金調達		○	
	制度関連	法制度	本事業に直接関係する法制度の新設、変更、廃止等	○	
			上記以外の法制度の新設、変更、廃止等		○
		税制度	事業者の利益に課せられる税制度の新設、変更、廃止等（例：法人税率の変更）		○
			上記以外の税制度の新設、変更、廃止等	○	
		行政	契約に関する組合議会の承認が得られない場合	○	
			政策方針の変更による事業中止、費用の増大等	○	
	許認可取得	本組合の責めに帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できない場合等	○		
		事業者の責めに帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できない場合等		○	
	社会	近隣対応	本施設の設置に対する住民反対運動・訴訟等	○	
			事業者が実施する業務に起因して生じる近隣住民への対応		○
		環境保全	事業者が実施する業務に起因して生じる有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合		○
		第三者賠償	事業者が実施する業務に起因して生じる事故等に対する賠償		○
	物価変動	設計・施工期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	○	△※ ²	
	不可抗力	天災、暴動等、本組合又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的現象に起因する費用の増大等	○	△※ ³	
	債務不履行	本組合の責めに帰すべき事由によるもの	○		
事業者の事業放棄、事業破綻、契約破綻、契約不履行等			○		
要求水準の未達成に関するもの			○		
計画・設計	測量・調査	本組合が実施した測量・調査に関するもの	○		
		上記以外の測量・調査に関するもの		○	
	設計	本組合の指示・判断の不備・変更による費用の増大や完工の遅延等	○		
		上記以外の要因による不備・変更による費用の増大や完工の遅延等		○	

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本組合	事業者
計画・設計	調整・交渉	本施設を整備する上で予め必要となる関係機関・団体との調整・交渉に関する費用の増大や完工遅延等	○	
		事業者の責めに帰すべき事由により必要となる調整・交渉に関する費用の増大や完工遅延等		○
建設	用地	本組合が予め提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できない土壌汚染・地中障害物等	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	建設着工 ^{※4}	本組合の責めに帰すべき事由による建設着工の遅延	○	
		上記以外の事由による建設着工の遅延		○
	工事費増大	本組合の責めに帰すべき事由による費用の増大	○	
		上記以外の事由による費用の増大		○
	一般的損害	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事に施工に関して生じた損害		○
	供用開始遅延 ^{※4}	本組合の責めに帰すべき事由による供用開始の遅延	○	
事業者の責に帰すべき事由による供用開始の遅延			○	
事業終了	移管手続	契約満了時の移管手続き、業務引継及び事業者側の精算手続に要する費用に関するもの		○

※1：事業者は既に支出した金額を負担。

※2：一定の範囲内の物価変動は事業者負担。

契約締結日の「建築費指数」（一般財団法人建設物価調査会）における「建築費指数・工事原価—事務所（構造種別：事業者の提案により設定）名古屋」の指数（以下、「建築費指数」という。）と建設業務着工日の属する月の建築費指数を比較して1.5%を超える差が生じた場合、1.5%を超える差分に応じて協議のうえ、改定を行うことができる。

※3：事業者は一定の範囲もしくは一定の額を負担。

当該損害、損失及び費用の額が施工業務期間中に累計当該額に係る消費税等相当額を加えた金額の1%に至るまでは、事業者が負担するものとし、これを超える額については本組合が負担する。

※4：県道拡張整備及び市道付替の着工の遅延等による建設着工及び供用開始等の遅延が生じた場合は、事業者の負担を想定しない。詳細は、協議のうえリスク分担を決定する。